

平成 27 年 2 月 26 日

番組制作会社を装って取材する消費者に未公開株又は社債の購入を 勧誘する「株式会社コスモメディアサービス」に関する注意喚起

平成 26 年 9 月以降、番組制作会社を装って取材を申し込んだ後に未公開株又は社債の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社コスモメディアサービス（以下「コスモメディアサービス」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。

（注意喚起の要旨）

- コスモメディアサービスは、過去に健康食品の販売代理店事業やえびの養殖事業への投資などの詐欺事件で被害に遭った消費者を対象として、過去の詐欺事件の取材を行っている番組制作会社であると説明して接触し、会社案内を送付します。
- そして、同社は、消費者の被害回復を支援するスポンサーのためにグローバルジャパン株式会社（以下「グローバルジャパン」といいます。）の未公開株（社債の場合もあります。）を代理購入するよう勧誘し、承諾した消費者に対しては、代金を宅配便で送付するよう指示します。
- 当庁が調査した結果、コスモメディアサービスについては事業実体がなく、また、グローバルジャパンを発行元とする未公開株や社債については販売の実体がありません。コスモメディアサービスからの勧誘等には応じないよう、また、グローバルジャパンとは取引しないようにしましょう。
- どのような名目であれ、宅配便で現金を送付するよう指示することは全て詐欺の手口です。正当な取引であれば、送金の日時や金額などの記録が残らない宅配便で現金を送付するよう指示することはありません。事業者から宅配便で現金を送付するよう指示されても決して応じてはいけません。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室
TEL : 03 (3507) 9187 FAX : 03 (3507) 9287

番組制作会社を装って取材する消費者に未公開株又は社債の購入を勧誘する「株式会社コスモメディアサービス」に関する注意喚起

平成 26 年 9 月以降、番組制作会社を装って取材を申し込んだ後に未公開株又は社債の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、株式会社コスモメディアサービス（以下「コスモメディアサービス」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害する行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社コスモメディアサービス
所 在 地	本社 横浜市西区みなとみらい 5-1 支社 仙台市青葉区上杉 6-3-31
代 表 者	市村 紀夫
資 本 金	7500 万円
設 立	昭和 51 年 5 月 24 日

※ コスモメディアサービスが消費者に提供した資料に記載されている内容です。

※ コスモメディアサービスは、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例

- (1) 平成 26 年 10 月、コスモメディアサービスの担当者 A から消費者宅に電話があり、「最近、詐欺まがいの電話がかかってくるから気を付けてください。」といった旨の注意を受けた。そして、この日以降、A からは数日おきに電話がかかるようになったが、消費者は、ある日 A からかかってきた電話で、詐欺的投資勧誘の被害者にインタビューするため、11 月上旬に X 県へ行く予定がある旨の説明を受けた。
- (2) 10 月中旬頃、コスモメディアサービスから水色の封筒で資料が送られてきた。送付された封筒の中には、会社案内のパンフレット、被害回復分配金支払申請書、A の名刺が入っていた。パンフレットには、エグゼクティブプロデューサーとして、かつて報道番組に出演していた有名人 B の写真が大きく印刷されていた。
- (3) 同月下旬頃、A から消費者宅に電話があり、「当社は、Y 事件が許せなくて、被害に遭った方の支援活動を行っています。」という旨の説明を受けた。そして、A から再び電話があり、「被害回復を支援してくれるスポンサーが見つかったので、今なら被害額の 80% を回復させることができます。」という旨と、「そのスポンサーは C という資産家で、資産運用の一環として、グローバルジャパン株式会社（以下「グローバルジャパン」といいます。）の未公開株の購入を希望しています。」という旨の説明を受けた。

また、A は、「グローバルジャパンは未公開株の販売をしているところ、今回の販売先は X 県に住んでいる人に限定されています。」という旨を説明した上で、消費者に対して、「C さんから、自分は外国にいて X 県にいないので、日本で送金手続きをして未公開株を購入して欲しいと依頼されています。」という旨を説明し、「こちらからのお願い

いです。立替金は後日返金します。」などと言って、未公開株の購入を要請した。消費者は、Aを信用して未公開株の購入に協力することとし購入金額を聞いたところ、Aからは1000万円分と言われたが、お金がないので50万円なら用意できると答えたところ、「残金は私が準備しますので、グローバルジャパンに電話して私が言ったとおりに手続をして未公開株を注文してください。」という旨指示された。

- (4) 消費者は、Aの指示どおりに未公開株購入の申込みをしたところ、その数日後、グローバルジャパンの担当者Dから消費者宅に電話があり、「手続の都合上、10月末までに入金してもらう必要があります。」という旨の説明を受けた。消費者は、Dの説明を聞いて驚いていたところ、Aから電話があったのでDからの指示を説明すると、Aから、「私も送金するので50万円を送ってください。」、「銀行送金だと記録が残るので、宅配便を使って私が言う住所に送ってください。」、「お金は、みかん箱ぐらいの大きさの箱を使って、野菜とか本などで隙間を作らないようにして梱包してください。」、「宅配便で送った後、伝票に記載されている問合せ番号を教えてください。」といった旨の指示を受けた。消費者は、宅配便を使ってお金を送ることに疑問を感じたが、Aを信用していたので言われたとおりに50万円を指示された住所宛てに送金した。
- (5) 50万円を送ってから数日後、グローバルジャパンから消費者宅に電話があり、「お金は確かに受け取りましたが、X県以外からも送金されていたので手続することができません。X県以外から送金されたお金は返金するので手続をやり直してください。」という旨の説明を受けた。そして、この電話の後、コスモメディアサービスから消費者宅に電話があり、Aの上司と名乗るEから、「今、当社に監査が入りました。Aが送金したお金は凍結され、Aは、今回のことで刑務所に入ることになりました。」という旨の説明を受けた。消費者は、その説明を聞いて驚き、Eに対して、なんとかならないかと聞いたところ、Aを助けるためにはお金が必要であるが、いくら用意できるかと聞かれたので、35万円なら用意できる旨を答えたところ、Eから指定した住所に宅配便で35万円を送るように指示されたので、消費者は指示に従い宅配便で送金した。

このとき、消費者は、Eから更にお金を工面できるか聞かれたので、万一のときを考えて手を付けないでおいた生命保険がある旨を答えたところ、Eから、「その生命保険を担保にすれば生命保険会社からお金を借りることができるので、生命保険会社からお金を借りてください。」という旨の説明を受けた。

- (6) 消費者は、Eの説明に従って生命保険会社に電話をかけ、多額のお金を用立てする必要があるので保険を担保にお金を借りたいと申し込んだところ、生命保険会社の担当者から、「あなたの話を聞くとおかしいことがあるので、一度、役所の相談窓口で相談された方がいいですよ。」という旨を言われたため、最寄りの消費生活センターに行ってこれまでの経緯を説明した。そうしたところ、相談員から、「お金を取り返すために警察へ行ったほうがいいですよ。」という旨の説明を受けたので、消費者は警察署に行って被害届を出した。

3. 当庁が確認した事実

- コスモメディアサービスは、過去に、健康食品の販売代理店事業、えびの養殖事業への投資、未公開株の販売等、多数の資金を集めていた過去の有名な詐欺事件で被害に遭った消費者を対象として、過去の詐欺事件（Y事件）の取材を行っている番組制作会社であると説明して接触し、会社案内を送付しています。
- コスモメディアサービスは、消費者の被害回復を支援するスポンサーのためにグロー

バルジャパンが販売する未公開株を代理購入するよう勧誘しています。その際、消費者によっては、同社が販売する社債の代理購入を勧誘される事例も見受けられました。

- コスモメディアサービスは、代理購入を承諾した消費者に対して、購入代金を指定した宛先（個人宅の住所）に宅配便で送付するよう指示していました。
- コスモメディアサービスは、前記 1 記載の所在地に同社の本社や支社を置いている旨等を記載した会社案内を消費者に送付していますが、実際には、その所在地に同社の事務所は所在しませんでした。また、会社案内に記載されていた電話番号については、利用者と実際に電気通信回線設備を設置している電気通信事業者との間に複数の電気通信事業者が存在していたことから、コスモメディアサービスの所在が分からないようになっていました。
- コスモメディアサービスの会社案内には、かつて報道番組に出演していた有名人が自社のエグゼクティブプロデューサーである旨が掲載されていますが、同人が同社のエグゼクティブプロデューサーに就任した事実はありませんでした。
- 本件では、未公開株や社債の購入に係るコスモメディアサービスの勧誘については金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく登録が、また、コスモメディアサービスが勧誘していたグローバルジャパンを発行元とする未公開株や社債の販売については、グローバルジャパンによる同法に基づく有価証券届出書の提出が必要であった可能性があると考えられますが、両社ともに登録や届出を行っていませんでした。
- グローバルジャパンは、以下の所在地に事務所を置き未公開株又は社債を販売しているとされていますが、実際には、その所在地に同社の事務所は所在しませんでした。また、連絡先の電話番号については、利用者と実際に電気通信回線設備を設置している電気通信事業者との間に複数の電気通信事業者が存在していたことから、グローバルジャパンの所在が分からないようになっていました。

名 称	グローバルジャパン株式会社
所 在 地	東京都中央区日本橋室町 1-35-3
代 表 者	飯高 泰三

※ グローバルジャパンが消費者に提供した資料に記載されている内容です。

※ グローバルジャパンは、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

4. 消費者へのアドバイス

- 前記 3 のとおり、今回の件で被害に遭われている消費者は過去の有名な詐欺事件で被害に遭った方であることから、コスモメディアサービスは、何らかの手段で入手した被害者名簿を用いて電話をかけている可能性が高いと考えられます。「あなたの被害を回復させることができる。」といった説明を受けた際には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
- コスモメディアサービスは、前記 3 を踏まえると、事業実体がないことが強く疑われます。コスモメディアサービスからの取材申込等には決して応じないようにしましょう。
- また、グローバルジャパンについても、前記 3 を踏まえると、同社を発行元とする未公開株又は社債の発行について販売の実体がないことが強く疑われます。グローバルジャパンとは決して取引しないようにしましょう。
- どのような名目であれ、宅配便で現金を送付するよう指示することは全て詐欺の手口

です。正当な取引であれば、送金の日時や金額などの記録が残らない宅配便で現金を送付するよう指示することはありません。事業者から宅配便で現金を送付するよう指示されても決して応じてはいけません。

- 他の会社が販売する株式や社債の購入を勧誘するには、金融商品取引法に基づく内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。こうした登録の状況については、金融庁のウェブサイトで公表していますので、実在する金融商品取引業者かどうかを確認する際の参考にしてください。電話でのお問い合わせの場合は、同庁金融サービス利用者相談室を利用してください。

- 金融庁 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

- 金融サービス利用者相談室

電話番号 0570-016-811（平日 10 時 00 分～ 17 時 00 分）

※IP 電話からは 03-5251-6811 におかけください。

- このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）

電話番号 0570-064-370

- 警察相談専用電話

電話番号 #9110

（以 上）